

**■ 貨物概要**

代替フロン（1,1-ジフルオロエタン（HFC-152a））を充填したスプレーで、ガスを噴射することによりパソコン等の精密機器や家具などに付着した埃、塵を吹き飛ばすための製品。

（1缶当たりの容量） 約 450ml

**■ 分類**

関税率表第 2903.43 号（統計番号 2903.43-031）の 1,1-ジフルオロエタン（HFC-152a）（噴霧器に充填したもの）

**■ 分類理由**

本品（ダストブロワー）に使用されているスプレー缶は、代替フロン（1,1-ジフルオロエタン（HFC-152a））の包装に通常使用する包装容器と認められることから、関税率表の解釈に関する通則 5(b)の規定が適用され、本品は、当該代替フロンとして分類されます。

したがって、本品は、関税率表第 29 類注 1 及び同表第 29.03 項の規定により、噴霧器に充填した 1,1-ジフルオロエタン（HFC-152a）として上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）